（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の範囲）

第二十八条　法第百三十三条第一号の政令で定める投資事業有限責任組合は、次に掲げる者に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した投資事業有限責任組合とする。

一　法第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者、法第二十七条第一項に規定する認定特定事業再編事業者又は法第百二十二条第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者

二　事業再編を実施する事業者であって、次のいずれかに該当するもの

イ　次の⑴から⑶までのいずれかに掲げる額の前事業年度終了の日における純資産の額に対する割合が百分の二を超えるものであること。

⑴　前事業年度において生じた純損失の額

⑵　前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額

⑶　前事業年度終了の日における欠損の額

ロ　前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

三　前二号に掲げる事業者の関係事業者

2　前項第二号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号ロに規定する負債及び資産の額の算定の方法は、経済産業省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定及び附則第十三条中経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第五十七条の改正規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（同年四月一日）から施行する。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の廃止）

第二条　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）は、廃止する。

（公庫の行う損失補塡業務に関する経過措置）

第三条　法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。次条及び附則第五条において「旧産活法」という。）第二十四条の二第一項の損失の補塡に係る株式会社日本政策金融公庫（次条において「公庫」という。）の業務については、前条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（以下この条、次条及び附則第五条において「旧産活法施行令」という。）第九条（同条の表中第十六条第三項の項及び第二十二条第三項の項を除く。）の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行令第九条中「法第二十四条の二第二項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の二第二項」と、同条の表第二十一条第一項第二号の項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。第二十二条第一項において「旧産活法」という。）」と、同表第二十二条第一項の項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」とあるのは「旧産活法」とする。

（公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置）

第四条　法附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産活法第二十四条の三第一項に規定する公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、旧産活法施行令第十一条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第二十四条の三第一項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の三第一項」と、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の三第二項」とする。

（旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う事業再構築等促進業務に関する経過措置）

第五条　法附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う同項に規定する事業再構築等促進業務については、旧産活法施行令第十四条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第二十四条の五第一項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「旧産活法」という。）第二十四条の五第一項」と、「法第二十四条の七第一項」とあるのは「旧産活法第二十四条の七第一項」と、「法第二十四条の十」とあるのは「旧産活法第二十四条の十」と、「法第二十四条の十二第一項」とあるのは「旧産活法第二十四条の十二第一項」と、「法第二十四条の十一第一項」とあるのは「旧産活法第二十四条の十一第一項」とする。

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第六条　中小企業信用保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証」を削り、「及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」を「、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」に改め、「第八条第四項の規定に係る債務の保証」の下に「及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十六条又は第百三十二条の規定に係る債務の保証」を加える。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第七条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の六の見出し中「事業の構造の変更」を「事業再編」に改め、同条第一項中「事業の構造の変更で」を「事業再編のうち」に、「、事業者」を「、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する事業再編であって、事業者」に、「第一号において」を「第七号において」に、「行う産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第四項第一号に規定する事業の構造の変更のうち次に掲げるもの」を「同項第一号イからワまでに掲げる措置のうち次に掲げるもののいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行う事業活動」に改め、同項各号を次のように改める。

一　合併

二　会社の分割

三　株式交換

四　株式移転

五　事業又は資産の譲受け又は譲渡

六　出資の受入れ

七　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

八　会社の設立又は清算

第四十二条の六第二項中「認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画」を「認定事業再編計画、認定特定事業再編計画」に改め、同条第三項中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に改める。